

## Q & A

### 職場内で不倫をしている職員への対応はどうすればよいか？

Q1. 当院に勤務している医師（既婚者）と看護師が不倫をしているとの噂があります。病院の業務に影響が生じているわけではありませんが、病院として、不倫を止めるように業務命令を出したり、懲戒処分をしたりすることはできるのでしょうか。

Q2. 2人が不倫していることにより周りの職員が気を遣ってしまい、病院の業務に悪影響が生じています。病院としてはどのような対応をとるべきでしょうか。

#### A1. 病院の業務に影響が生じていない場合

価値観が多様化した現代においても、不倫は社会的・道徳的に非難される行為ですし、法的にも、すでに婚姻関係が破綻しているというような特段の事情がない限り、不倫相手の配偶者に対する不法行為（民法709条）にあたる場合もあります。

もっとも、職員が誰とどのような付き合いや恋愛をするかは、その職員の自由であり、たとえ職場内不倫であっても、プライベートな事柄であることに変わりはないため、基本的に病院が口を挟むことはできません。そのため、病院が不倫の当事者に対し、不倫をやめるように業務命令を出したり、不倫していることを理由に懲戒処分をしたりすることはできません。

#### A2. 病院の業務に悪影響が生じている場合

##### (1) 事実確認と注意

まず、病院としての対応を行う前提として、職場内不倫により、病院の業務にどのような影響が具体的に生じているのかを調査・確認することが必要不可欠です。そのため、他の職員からの聴き取り調査はもとより、不倫の当事者からも事実確認等の聴き取り調査をすることになりますが、その際に、不倫の当事者に対して注意を促すことは、病院としても可能かつ比較的穏やかな対応と言えるでしょう。ただし、「不倫はやめなさい」と注意することは、プライベートな事柄に対する介入・干渉となりますので、例えば「周りの職員が気を遣って正常な業務に悪影響が生じているので、気を付けるようにしてください」と注意するなど、プライベートに対する過度な介入・干渉とならないようにすべきです。

## (2) 配置転換

次の対応としては、病院内外での配置転換が可能であれば、不倫の当事者を別々の職場に異動させることも考えられます。ただ、配置転換を含む人事権の行使は、常に有効として認められるわけではなく、業務上の必要性のない人事権の行使は権利の濫用として無効とされてしまうおそれがあります。そのため、配置転換の必要性を十分に説明できるよう調査し、準備しておくことが肝要です。

## (3) 懲戒処分

このような不倫の当事者に対する注意や配置転換などの対応が功を奏せず、依然として病院の業務に悪影響を及ぼしている場合や、職場内不倫による病院の業務への悪影響の程度が大きい場合には、不倫の当事者に対し懲戒処分を行うことを検討することになります。

懲戒処分とは、会社が、企業秩序や職場秩序を維持するために、これを乱した従業員に対し、就業規則に基づいて行う制裁ですが、従業員は、私生活についてまで会社の一般的な支配に服するわけではありませんので、会社は、従業員の私生活上の言動が企業秩序や職場秩序に支障を与えている場合に限って、懲戒処分の対象とすることができるとされています（日本鋼管事件：最高裁昭和49年3月15日判決）。また、職場内不倫が問題となった事案（妻あり男性社員と不倫関係にあった女性事務員を、会社が「職場の風紀・秩序を乱した」という理由で懲戒解雇にした）において、裁判所は、女性事務員が妻あり男性社員との不倫関係を継続することは、特段の事情のない限り、その妻に対する不法行為となる上、社会的に非難される余地のある行為であるものの、「職場の風紀・秩序を乱した」という懲戒事由は、会社の企業運営に具体的な影響を与えるものに限ると解すべきであると判断しました（繁機工設備事件：旭川地裁平成元年12月27日判決。結論としては懲戒解雇の効力を否定）。

このように、単に職場内不倫をしているという事実だけで懲戒処分を行うことはできませんが、職場内不倫により、病院内の秩序（例えば、職場内で不適切な行為をしているなど）や業務運営（例えば、医師の配偶者が病院に押しつけてきて、不倫相手の看護師に謝罪を求めて騒ぎになるなど）具体的な影響が生じているような場合であれば、懲戒処分を行うことは可能であると考えられます。そのため、職場内不倫により病院の業務に生じている具体的な悪影響の内容・程度に応じて、懲戒処分の種類（戒告、減給、出勤停止、降格、懲戒解雇等）を検討し、それに応じた懲戒処分を行うべきでしょう。

【参考文献】

- ・ 民集 28 卷 2 号 265 頁（最高裁昭和 49 年 3 月 15 日判決）
- ・ 判例タイムズ 671 号 132 頁（旭川地裁平成元年 12 月 27 日判決）

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [よく使われる法律用語](#)\*\*
- ・ [第 13 回 人事異動時のトラブル回避策](#)\*\*\*
- ・ [問題職員に対する懲戒処分の手順と考え方](#)\*\*\*
- ・ [第 22 回 不倫の人](#)\*\*

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。